

(原文) **Global Definition of Social Work**

International definition of the social work profession :

The social work profession facilitates social change and development, social cohesion, and the empowerment and liberation of people. Principles of social justice, human rights, collective responsibility and respect for diversities are central to social work. Underpinned by theories of social work, social sciences, humanities and indigenous knowledges, social work engages people and structures to address life challenges and enhance wellbeing.

(社会福祉専門職協議会国際委員会訳)

ソーシャルワーク専門職は、社会的な変革と開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する。社会正義、人権、集団的責任、多様性の尊重は、ソーシャルワークにとって中心的なものである。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および先住民の知に基づき、ソーシャルワークは、人々や組織が生活の課題に取り組みウェルビーイングを向上させるよう関わる。

1. 「Global Definition of Social Work」(ソーシャルワークの世界定義) と 「International Definition of the Social Work Profession」(ソーシャルワーク専門職の国際定義) のどちらを目指しているのか？

案では、Social Work (ソーシャルワーク) に関する定義なのか、the Social Work Profession (ソーシャルワークに携わる専門職) に関する定義なのか、捉えにくくなっています。両者は同一ではなく、後者は前者の構成要素もしくは一面であると考えます。我々日本は、ソーシャルワークの定義を上位として位置づけ、その中でソーシャルワークを担う専門職について記述されるのが妥当との意見を持ちます。

また、ここで述べる social work profession (ソーシャルワークに携わる専門職) は social worker と同等ではなく、おそらく各国の事情を踏まえたのか、より広範に social work に携わる専門職を含むように推察します。もしそうであれば、注釈等で想定される対象の例示があると幸いです。

2. 「Global Definition of The Social Work」(ソーシャルワークの世界定義) なのか？ 「International Definition of the Social Work Profession」(ソーシャルワーク専門職の国際定義) なのか？

本案では、時に global と表現し、一方で international と言っています。我々は Global Definition と明白にすべきと考えます。というのも、今後はアジア太平洋などリージ

ヨン (region:地域) ごとの定義策定も想定されており、リージョンによる定義も国境を超えた international なものであるため、紛らわしさや混乱が考えられるからです。

3. 各地域に固有の知見の重要性

indigenous knowledges という用語については、「先住民」の知識に限定せず、より広く世界各地の生活に根ざした知識も含められるよう indigenous and local knowledges のほうがよいのではないかとの意見がありました。

4. Social cohesion(社会的結束)か Social Inclusion (共生社会) か？

social cohesion (社会的結束) という用語(表現)については、ある種、組織や国家に強制的従順を求められるイメージに多少なりともつながることへの懸念から、代わりに social inclusion とすることを提案します。

5. 個の尊重が後退したのか？

社会開発やソーシャルアクションへの強調を増すことに伴い、個人(人権)の存在が希薄化し個人の生活(環境調整)がややないがしろにされている感があるとの意見がありました。今回の定義案が、個人の尊厳や権利を尊重する視点と社会変革および開発などへの視点とのバランスをとろうとして現行の定義からやや修正を図ったことについて、見直しの経緯や主な議論がもう少し解説に記述されると理解が得られやすいと考えます。

6. 概念の理論的体系化について

本定義案では、様々な概念や価値(社会変革・開発, 社会的結束, エンパワメント, 社会正義, 人権, well-being…など)が相互の関係性の説明なく列挙されている印象を受けるとの意見がありました。ソーシャルワークにおける究極の目的や価値について、また、その目的を達成するためにどのような方法論が導き出されるのかなどをより明らかにして強調すべきではないでしょうか。

本案が何人にも理解しやすい最善の定義とはまだなっていないと思います。将来より良い定義とするためには、social work 固有の体系(主体、対象、目的、理念・目標、事由・根拠、内容、場面、時間、方法・技術など)を論理的に整理しなおす必要があると考えます。

7. 社会的正義について

「社会正義」は国や文化によって大きく異なる相対的なものであり、その定義を明示しないでソーシャルワークの中核に据えることへの懸念が意見としてありました。

8. 西洋との対立？

注釈において、西洋の覇権への批判が少し強調されすぎて、対立を助長するようにも読めるという意見がありました。西洋と非西洋の対立というよりもむしろ建設的議論と協力を暗示するように、もう少し柔らかい表現がないでしょうか。

9. 各フィードバックの内容や結果をお知らせください

我々は、各国からどのような意見があり、最終定義案にどのように反映されたかについて、簡単な報告を貰えると幸いです。宜しく申し上げます。

以上

(社会福祉専門職団体協議会訳／文責：大塚淳子 (社会福祉専門職団体協議会代表者会議委員、公益社団法人日本精神保健福祉士協会)